



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 7 月 30 日（木曜日） 第 733 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○指定納付受託者の指定……………（国際・経済交流課） 1	
○土砂災害警戒区域の指定の解除（2 件）……………（砂防課） 1	
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2 件）……………（ ” ） 2	
○土砂災害警戒区域の指定（2 件）……………（ ” ） 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定（2 件）……………（ ” ） 3	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出（8 件）……………（団体指導検査課） 4	
○土地改良区の役員の退任の届出（2 件）……………（団体指導検査課） 8	
○土地改良区の定款変更の認可……………（ ” ） 9	
○落札者等の公告…………… 9	
病院局公告	
○入札公告…………… 9	
公安委員会告示	
○特別遊泳場の指定…………… 10	
労働委員会告示	
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 閥歴等の公示…………… 10	

告 示

宮崎県告示第 556号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 8 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	事務所の所在地
株式会社トラスト バンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
宮銀カード株式会 社	宮崎県宮崎市橘通東一丁目7番4号第一宮 銀ビル7階
トヨタファイナ ンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エド グラン13F
P a y P a y 株式 会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社DGフィ ナンシャルテク ロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
楽天グループ株式 会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天ク リムゾンハウス
株式会社アイモバ イル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動 産渋谷ビル8階
アマゾンジャパ ン合同会社	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
株式会社ピアトゥ ー	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の 内トラストタワー本館20階
株式会社W o r k t h y	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目16番5号読 売九州ビル5階

- 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
ふるさと宮崎応援寄附金
- 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 指定納付受託者に納入させる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 557号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成22年宮崎県告示第 108号、平成24年宮崎県告示第27号、平成26年宮崎県告示第 666号、平成28年宮崎県告示第 293号、令和 2 年宮崎県告示第 510号、令和 3 年宮崎県告示第 791号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	日 差 尾	I－1－3730	急傾斜地の崩壊
	西－新①	II－1－1793－新①	急傾斜地の崩壊
	大 久 保	I－1－1865	急傾斜地の崩壊
	上 岩 戸 小	I－1－3725	急傾斜地の崩壊
	水 ノ 口	I－1－1897	急傾斜地の崩壊
	岩 井 谷	I－1－1896	急傾斜地の崩壊

布 平	I－1－1824	急傾斜地の崩壊
田口野団地	I－1－2257	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 558号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成24年宮崎県告示第27号、平成26年宮崎県告示第 476号、平成29年宮崎県告示第 164号、令和3年宮崎県告示第 503号、第 995号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日之影町	平底－2	I－1－2264	急傾斜地の崩壊
	長谷川川(1)	11－442－1－011	土石流
	徳富－1	I－1－1908	急傾斜地の崩壊
	一の水－1	II－1－8239	急傾斜地の崩壊
	一の水－2	II－1－8240	急傾斜地の崩壊
	塩井－2	II－1－8242	急傾斜地の崩壊
	矢形的	I－1－1953	急傾斜地の崩壊
	東深角川(1)	11－442－2－032	土石流
	高野川(3)	11－442－2－033	土石流
	東深角川(2)	11－442－2－034	土石流
	興 地	I－1－1982	急傾斜地の崩壊
	天神山	I－1－3779	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成22年宮崎県告示第 111号、平成24年宮崎県告示第28号、平成26年宮崎県告示第 667号、平成28年宮崎県告示第 294号、令和2年宮崎県告示第 513号、令和3年宮崎県告示第 793号で指定した次の土砂災害特別

警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	日 差 尾	I－1－3730	急傾斜地の崩壊
	西－新①	II－1－1793－新①	急傾斜地の崩壊
	大 久 保	I－1－1865	急傾斜地の崩壊
	上 岩 戸 小	I－1－3725	急傾斜地の崩壊
	水 ノ 口	I－1－1897	急傾斜地の崩壊
	岩 井 谷	I－1－1896	急傾斜地の崩壊
	布 平	I－1－1824	急傾斜地の崩壊
	田口野団地	I－1－2257	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成24年宮崎県告示第28号、平成26年宮崎県告示第 477号、平成29年宮崎県告示第 165号、令和3年宮崎県告示第 506号、第 996号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日之影町	平底－2	I－1－2264	急傾斜地の崩壊
	徳富－1	I－1－1908	急傾斜地の崩壊
	一の水－1	II－1－8239	急傾斜地の崩壊
	一の水－2	II－1－8240	急傾斜地の崩壊
	塩井－2	II－1－8242	急傾斜地の崩壊

矢 形 的	I－1－1953	急傾斜地の崩壊
東深角川(1)	11－ 442－ 2 － 032	土 石 流
高 野 川 (3)	11－ 442－ 2 － 033	土 石 流
東深角川(2)	11－ 442－ 2 － 034	土 石 流
興 地	I－1－1982	急傾斜地の崩壊
天 神 山	I－1－3779	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域の 渓 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
高千穂町	日 差 尾	I－1－3730	急傾斜地の崩壊
	西－新①	II－1－1793－新①	急傾斜地の崩壊
	大 久 保	I－1－1865	急傾斜地の崩壊
	上 岩 戸 小	I－1－3725	急傾斜地の崩壊
	水 ノ 口	I－1－1897	急傾斜地の崩壊
	岩 井 谷	I－1－1896	急傾斜地の崩壊
	布 平	I－1－1824	急傾斜地の崩壊
	田口野団地	I－1－2257	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域の 渓 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
日之影町	平 底 － 2	I－1－2264	急傾斜地の崩壊
	長谷川川(1) － 1	11－ 442－ 1 － 011 － 1	土 石 流
	長谷川川(1) － 2	11－ 442－ 1 － 011 － 2	土 石 流
	長谷川川(1) － 3	11－ 442－ 1 － 011 － 3	土 石 流
	長谷川川(1) － 4	11－ 442－ 1 － 011 － 4	土 石 流
	長谷川川(1) － 5	11－ 442－ 1 － 011 － 5	土 石 流
	徳 富 － 1	I－1－1908	急傾斜地の崩壊
	一の水－1	II－1－8239	急傾斜地の崩壊
	一の水－2	II－1－8240	急傾斜地の崩壊
	塩 井 － 2	II－1－8242	急傾斜地の崩壊
	矢 形 的	I－1－1953	急傾斜地の崩壊
	東深角川(1) － 1	11－ 442－ 2 － 032 － 1	土 石 流
	高 野 川 (3)	11－ 442－ 2 － 033	土 石 流
	東深角川(2) － 1	11－ 442－ 2 － 034 － 1	土 石 流
	興 地	I－1－1982	急傾斜地の崩壊
	天 神 山	I－1－3779	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	日 差 尾	I－1－3730	急傾斜地の崩壊
	西－新①	II－1－1793－新①	急傾斜地の崩壊
	大 久 保	I－1－1865	急傾斜地の崩壊
	上 岩 戸 小	I－1－3725	急傾斜地の崩壊
	水 ノ 口	I－1－1897	急傾斜地の崩壊
	岩 井 谷	I－1－1896	急傾斜地の崩壊
	布 平	I－1－1824	急傾斜地の崩壊
	田口野団地	I－1－2257	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 564号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	平 底 － 2	I－1－2264	急傾斜地の崩壊
	徳 富 － 1	I－1－1908	急傾斜地の崩壊
	一の水－1	II－1－8239	急傾斜地の崩壊
	一の水－2	II－1－8240	急傾斜地の崩壊
	塩 井 － 2	II－1－8242	急傾斜地の崩壊
	矢 形 的	I－1－1953	急傾斜地の崩壊
	東深角川(1)－1	11－442－2－032－1	土 石 流
	高 野 川 (3)	11－442－2－033	土 石 流
	東深角川(2)－1	11－442－2－034－1	土 石 流

	興 地	I－1－1982	急傾斜地の崩壊
	天 神 山	I－1－3779	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	曾 地 正 三	宮崎市田野町甲8276番地

（任期：令和10年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	櫻 木 茂 樹	宮崎市田野町甲9736番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 健 二	東諸県郡国富町大字本庄4136番地
理 事	長 友 淑 昌	東諸県郡国富町大字本庄2631番地
理 事	岩 切 逸 郎	東諸県郡国富町大字本庄2469番地口
理 事	渡 邊 勝 美	東諸県郡国富町大字本庄1722番地12
理 事	岩 切 宏 樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理 事	長 嶺 光 輝	東諸県郡国富町大字宮王丸 334番地2

理 事	吉 野 忠 良	東諸県郡国富町大字本庄2443番地 5
監 事	白 坂 要 一	東諸県郡国富町大字本庄2096番地 1
監 事	木 戸 豊	東諸県郡国富町大字宮王丸 491番 地5
（任期：令和10年3月31日まで）		
2 退任した役員		
役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 久	東諸県郡国富町大字本庄2589番地 1
理 事	岩 切 健 二	東諸県郡国富町大字本庄4136番地
理 事	岩 切 逸 郎	東諸県郡国富町大字本庄2469番地 口
理 事	岩 切 宏 樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理 事	長 友 淑 昌	東諸県郡国富町大字本庄2631番地
理 事	大 山 憲一郎	東諸県郡国富町大字本庄5007番地 1
理 事	長 嶺 尚 晃	東諸県郡国富町大字宮王丸 333番 地
監 事	白 坂 要 一	東諸県郡国富町大字本庄2096番地 1
監 事	郡 辰 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 574番 地
土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。		
令和8年7月30日		
宮崎県知事 河 野 俊 嗣		
1 就任した役員		
役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 辰 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 574番 地
理 事	長 嶺 尚 晃	東諸県郡国富町大字宮王丸 333番 地
理 事	池 田 早 人	東諸県郡国富町大字宮王丸 284番 地
理 事	小 倉 卓 也	東諸県郡国富町大字宮王丸 501番 地
理 事	木 戸 豊	東諸県郡国富町大字宮王丸 491番 地5
理 事	郡 利 弘	東諸県郡国富町大字宮王丸 410番 地
理 事	吉 岡 浩 司	東諸県郡国富町大字宮王丸 345番 地
理 事	長 嶺 昌 幸	東諸県郡国富町大字宮王丸 250番 地
理 事	鈴 木 英 子	東諸県郡国富町大字本庄 963番地
理 事	駒 山 広 志	東諸県郡国富町大字本庄2489番地
監 事	長 嶺 一 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 342番 地 1
監 事	長 嶺 善 行	東諸県郡国富町大字宮王丸 334番 地 1
（任期：令和10年3月31日まで）		
2 退任した役員		
役 名	氏 名	住 所
理 事	長 嶺 一 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 342番 地 1
理 事	池 田 早 人	東諸県郡国富町大字宮王丸 284番 地
理 事	郡 和 義	東諸県郡国富町大字宮王丸 272番 地
理 事	郡 義 富	東諸県郡国富町大字宮王丸 509番 地
理 事	木 戸 豊	東諸県郡国富町大字宮王丸 491番 地5
理 事	郡 弘	東諸県郡国富町大字宮王丸 408番 地
理 事	池 田 順 之	東諸県郡国富町大字本庄5023番地 7

理 事	郡 和 市	東諸県郡国富町大字宮王丸 248番地
理 事	鈴 木 幸 一	東諸県郡国富町大字本庄 942番地
理 事	駒 山 広 志	東諸県郡国富町大字本庄2489番地
監 事	郡 秀 明	東諸県郡国富町大字宮王丸 388番地
監 事	川 越 隆 司	東諸県郡国富町大字本庄4435番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	芝 吹 芳 雄	東諸県郡国富町大字八代南俣3702番地
理 事	深 見 靖 厚	東諸県郡国富町大字八代南俣3746番地 1
理 事	中 西 和 男	東諸県郡国富町大字八代南俣3681番地 1
理 事	永 野 友 信	東諸県郡国富町大字八代南俣3684番地31
理 事	山 本 憲 一	東諸県郡国富町大字八代南俣3676番地 9
理 事	高 橋 信 弘	東諸県郡国富町大字八代北俣2044番地 1
理 事	井 上 祐 介	東諸県郡国富町大字八代北俣1888番地 4
理 事	高 橋 幸 男	東諸県郡国富町大字八代北俣2124番地 118
監 事	高 橋 裕 次	東諸県郡国富町大字八代南俣3704番地
監 事	松 村 貴 文	東諸県郡国富町大字八代北俣1757番地 5
監 事	山 内 千 秋	東諸県郡国富町大字八代南俣4721番地 4

（任期：令和10年3月31日まで）		
2 退任した役員		
役 名	氏 名	住 所
理 事	芝 吹 芳 雄	東諸県郡国富町大字八代南俣3702番地
理 事	徳 永 博 幸	東諸県郡国富町大字八代北俣2033番地
理 事	中 西 和 男	東諸県郡国富町大字八代南俣3681番地 1
理 事	横 山 淳 一	東諸県郡国富町大字八代北俣1741番地
理 事	田 上 晶 宏	東諸県郡国富町大字八代南俣3701番地 4
理 事	三 浦 啓 介	東諸県郡国富町大字八代南俣3678番地15
理 事	黒 木 則 行	東諸県郡国富町大字八代北俣2052番地13
理 事	大 野 貴 雄	東諸県郡国富町大字八代北俣1237番地
監 事	芝 吹 清	東諸県郡国富町大字八代北俣1787番地 5
監 事	高 橋 裕 次	東諸県郡国富町大字八代南俣3704番地
監 事	山 内 千 秋	東諸県郡国富町大字八代南俣4721番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、綾町土地改良区（綾町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 隈 寛	東諸県郡綾町大字南俣2785番地 2
理 事	白 山 義 則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地
理 事	緒 方 好 昌	東諸県郡綾町大字南俣4401番地21

理 事	森 園 由美子	東諸県郡綾町大字南俣 185番地 3
理 事	大 島 紀久夫	東諸県郡綾町大字北俣88番地
理 事	澤 田 芳 信	東諸県郡綾町大字入野4234番地
監 事	蓑 田 義 人	東諸県郡綾町大字南俣2057番地 3
監 事	向 井 好 美	東諸県郡綾町大字南俣4887番地

（任期：令和11年3月28日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 隈 寛	東諸県郡綾町大字南俣2785番地 2
理 事	白 山 義 則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地
理 事	猪 野 健	東諸県郡綾町大字南俣 781番地
理 事	相 星 義 廣	東諸県郡綾町大字入野 860番地 2
理 事	大 島 紀久夫	東諸県郡綾町大字北俣88番地
理 事	末 吉 清 光	東諸県郡綾町大字入野4028番地
監 事	蓑 田 義 人	東諸県郡綾町大字南俣2057番地 3
監 事	向 井 好 美	東諸県郡綾町大字南俣4887番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、田野町拾ヶ島・七野地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	秋 山 広 美	宮崎市田野町乙5499番地 3

（任期：令和11年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	二 宮 三 郎	宮崎市田野町乙7672番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次の

とおり届出があった。

令和 8 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町五町 800番地 2
理 事	岩 切 光 市	宮崎市高岡町上倉永 703番地 7
理 事	有 岡 浩 一	宮崎市高岡町高浜 144番地
理 事	中 原 俊 美	宮崎市高岡町下倉永1200番地 332
理 事	中 村 勇二郎	宮崎市高岡町小山田2188番地
理 事	竹 田 幸 治	宮崎市高岡町飯田1672番地 1
理 事	蘭 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理 事	高 原 良 男	宮崎市高岡町下倉永1200番地 179
理 事	黒 岩 信 明	宮崎市高岡町浦之名 410番地 2
理 事	提 石 正 男	宮崎市高岡町浦之名4907番地63
理 事	木佐貫 一 郎	宮崎市高岡町下倉永 723番地 1
理 事	佐 竹 伸 一	宮崎市高岡町花見5479番地
理 事	黒 木 良 久	宮崎市高岡町花見2967番地
理 事	山 崎 秀 美	宮崎市高岡町花見1075番地
理 事	本 田 利 弘	宮崎市高岡町五町 518番地
監 事	秋 丸 博 美	宮崎市高岡町高浜 737番地
監 事	下中國 隆 司	宮崎市高岡町下倉永 686番地 1
監 事	穂 竝 康 弘	宮崎市高岡町内山 193番地 1

（任期：令和12年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町五町 800番地 2
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5

理 事	岩 切 光 市	宮崎市高岡町上倉永 703番地 7
理 事	中 村 勇二郎	宮崎市高岡町小山田2188番地
理 事	長 友 明 利	宮崎市高岡町花見3220番地
理 事	提 石 正 男	宮崎市高岡町浦之名4907番地63
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理 事	蘭 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理 事	日 高 信 夫	宮崎市大字富吉4588番地
理 事	中 原 俊 美	宮崎市高岡町下倉永1200番地 332
理 事	黒 岩 信 明	宮崎市高岡町浦之名 410番地 2
理 事	竹 田 幸 治	宮崎市高岡町飯田1672番地 1
理 事	坂 元 優 造	宮崎市高岡町花見5501番地
理 事	高 原 良 男	宮崎市高岡町下倉永1200番地 179
理 事	佐 竹 純 子	宮崎市高岡町花見5449番地
監 事	秋 丸 博 美	宮崎市高岡町高浜 737番地
監 事	有 元 敏 男	宮崎市高岡町花見5516番地 1
監 事	下中園 隆 司	宮崎市高岡町下倉永 686番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、田野町西地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	松 山 光 一	宮崎市田野町乙4426番地 9
理 事	落 合 直 行	宮崎市田野町乙4313番地
理 事	谷 口 雄一郎	宮崎市田野町乙5498番地
理 事	小 野 哲 朗	宮崎市田野町乙4426番地27

理 事	鬼 束 英 昭	宮崎市田野町乙4255番地
理 事	川 越 充 博	宮崎市田野町乙4232番地 1
監 事	甲 斐 伸 治	宮崎市田野町乙5217番地 1
監 事	川 越 清	宮崎市田野町乙4324番地
監 事	高 間 秀 一	宮崎市田野町乙1670番地 8

（任期：令和12年 4 月 20日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	松 山 光 一	宮崎市田野町乙4426番地 9
理 事	谷 口 雄一郎	宮崎市田野町乙5498番地
理 事	小 野 哲 朗	宮崎市田野町乙4426番地27
理 事	落 合 直 行	宮崎市田野町乙4313番地
理 事	鬼 束 英 昭	宮崎市田野町乙4255番地
監 事	野 崎 安 正	宮崎市田野町乙4309番地
監 事	甲 斐 伸 治	宮崎市田野町乙5217番地 1
監 事	高 間 秀 一	宮崎市田野町乙1670番地 8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	宮 原 義 久	小林市細野2879番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、木森井堰土地改良区（国富町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 7 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 千 文	東諸県郡国富町大字嵐田2249番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）から令和8年3月27日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和8年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
刑事手続 I T 化に伴う機器調達事業
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システム開発
宮崎県宮崎市大橋三丁目 101番地 1
- 5 落札金額
104, 299, 800円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和8年5月4日

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年7月30日

宮崎県病院局長 重黒木 清

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 医療機器等一式（県立3病院共同調達）
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和9年3月31日
 - (4) 納入場所 県立宮崎病院、県立日南病院、県立延岡病院
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
ただし、入札金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみに 100分の10を加算した金額を落札価格とするので、見積もった金額の課税金額のみに 110分の 100に相当する金額と非課税金額を合算した金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 日本国内に本社または営業所を有する者

イ 令和8年宮崎県告示第94号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者

エ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者

オ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者

カ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4第1項に該当する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

ケ 暴力団（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）ではなく、かつ、役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者）が暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団関係者（同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）でない者

コ 県税に未納がない者

サ 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからサに掲げる資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年8月26日までに4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

なお、入札参加資格審査の結果は、令和8年9月1日までに書面により通知する。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

- 2(1)イに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局
物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和8年7月30日から令和8年8月18

日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7629

(2) 期間 令和8年7月30日から令和8年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

(2) 交付期間 令和8年7月30日から令和8年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

(2) 提出期限 令和8年9月7日 午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁防災庁舎5階 防56号室

(2) 日時 令和8年9月8日 午前10時

8 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

12 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of medical equipment at three prefectural hospitals

(2) Time limit for tender: 5:00p.m. 7 September, 2026

(3) Contact point for the notice: Administration Division, Prefectural Hospitals Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-18 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan. TEL: 0985（26）7629

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第48号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成4年宮崎県条例第37号）第8条第2項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

令和8年7月30日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

海水浴場等の名	所在地	指定期間
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口浜海岸	令和8年8月1日から 同 年8月23日まで

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第3号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

令和8年7月30日

宮崎県労働委員会会長 山 崎 真一朗

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

（令和8年7月21日現在）

氏 名	現職（又は閥歴）	委嘱年月日
山 崎 真一朗	労働委員会公益委員 弁護士	令和7年8 月21日
中 田 哲 朗	労働委員会公益委員 （宮崎県農政水産部長）	〃
金 丸 憲 史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	〃
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士	〃
八重尾 龍	労働委員会公益委員 弁護士	〃
吉 岡 英 明	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会 会長	〃
武 井 大 幸	労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県エリア支 部 執行委員長	〃
高 橋 章 治	労働委員会労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長	〃

坂 元 義 孝	労働委員会労働者委員 宮崎県電力関連産業労働組合総 連合 会長	〃
堺 勝 彦	労働委員会労働者委員 旭化成労働組合延岡支部 支部 長	令和8年7 月21日
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員 (宮崎中央農業協同組合 監事)	令和7年8 月21日
河 野 洋 一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 顧問	〃
関 本 泰 三	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役 社長	〃
税 田 倫 子	労働委員会使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役	〃
矢 野 幸 男	労働委員会使用者委員 宮崎ガス株式会社 常務取締役	〃
松 浦 好 子	労働委員会事務局長	令和8年4 月6日
松 元 弘 樹	労働委員会事務局調整審査課長	〃
黒 木 英 治	労働委員会事務局調整審査課課 長補佐	〃

--	--